

税理士上田のご挨拶

目次

- 税理士上田のご挨拶
- 今月の税務
- お客様訪問日記
- Surplusサープラス
- 上田税理士事務所のお仕事仲間
- ほっとひと息
- 南船場から
- 最後に

皆さん、こんにちは。新緑の気持ちのよい季節になりましたね。

先日、新しいゴルフクラブを探していて感じるがありましたのでそのお話をしようと思います。あるゴルフショップでの出来事。落ち着いたベテランの風格を感じるスタッフでした。

上田:このクラブは、どんな感じですか？

店員:これは、人気のクラブですよ！今なら割引します！

上田:こっこのパンス角は、何度ですか？(ゴルフクラブの特徴を表す数値です)

店員:こちらのメーカーのパンス角は、一定です。こちらも割引しますよ！

上田:それで、パンス角は何度ですか？

店員:……(無言で、他のお客様に呼ばれて、去っていきました。)

あれこれ説明を求めるお客がめんどくさかったのでしょうか。もちろん「割引しますよ」で売れることも多いのですが、その時の私は買う気になれず、そのショップを後にしました。

2軒目のお店では、若いスタッフが対応してくれました。

店員:何かお探しですか？

上田:実は、迷ってるんですけども。

店員:今お使いのクラブは、どんな感じですか？

上田:かくかくしかじかです。

店員:う～ん、僕でしたら、これにしますねえ。(その理由をまるで自分が使うかのように説明してくれました。)

上田:じゃ、これにしようかな。ところでいくらになるの？

店員:う～ん。(電卓をたたきながら)これでどうですか！

上田:ありがとうございます！買います！

今度は無事に気持ちよく欲しかったクラブを手に入れることができました。

最近では、ネットやセルフサービスのお店で接客を受けずに買い物をすることもできます。

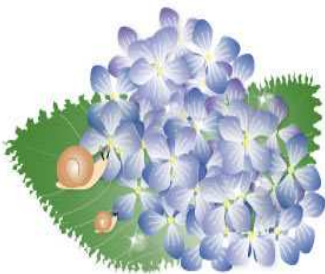
でも、自分の気持ちにそう接客を受けるとこんなに気持ちのいい買い物ができるんだと改めて思った次第です。

そこで考えたのが「うちの事務所は、お客様の要望を自分のことのように、しっかり受け止める事ができているのだろうか？」ということです。

これからも「お客様の要望を自分のことのように受け止める」ということを心に留め、「来るのを待っていたよ」と言っていただけの仕事を目指します。どうぞよろしく願います。

平成23年6月1日(火)

税理士 上田兵二



今月の税務

編集担当:小長野裕基

さて今月は、住民税の特別徴収とその納期の特例についてお話したいと思います。住民税の納付には年に4回納付する事になっている普通徴収があります。

しかし、これとは別に住民税には特別徴収と言うものがあり、会社が従業員の皆さまの給与を計算する際に“従業員の皆さまが支払わなければならない”住民税を預かって、会社が代わりに納付してくれる制度です。この特別徴収の特徴は、年12回(1ヶ月に1回)に納付額を分散するものです。

しかし、従業員が多いと納付する市町村が増えますし、毎月納付をすることが会社の負担になるといった問題がでてきます。そこで特別徴収をされる場合の負担軽減の方法に「住民税特別徴収納期の特例」というものがあります。これは源泉所得税と同じように、毎月の納付を各市町村に申請書を提出することで半年ごとの納付に切り替えることが可能です。(従業員が常時10名未満である場合に限りです。)申請書の取得は各市町村のホームページから印刷するか、ホームページに掲載が無い場合には、直接問い合わせをして、申請書を郵送してもらってください。

これを機会に毎月納付から半年納付に切り換えも検討されてはいかがでしょうか？

お客様訪問日記 ~ 毎月巡回監査で訪問しているお客様をご紹介します ~

今回のお客様は **株式会社ケンタッキー** 様です
ご協力ありがとうございました！
[監査担当:小長野]



「アンリプリー」 in キューズモール

全国的にも注目されているショッピングモールが二つオープンしました。皆様もご存じの通り、阿倍野のキューズモールと梅田のルクアです。そこで、今回のお客様訪問日記は、キューズモールとルクアに店舗を出店された株式会社ケンタッキー様をご紹介します。

キューズモールに出店されたのは「アンリプリー」「ルルルーニー」の2店舗です。お客様の層は19才～23才の女性です。また、ルクアに出店されたのは「アンティック・ラグ」でお客様の層は20代から30代の女性となっています。それぞれ店舗によってお客様の層は異なりますが、なんといっても商品もお店もすごくかわいいんです！！



「ルルルーニー」 in キューズモール

株式会社ケンタッキー様では、天王寺ミオや心斎橋筋商店街にもお店を出しておられます。どのお店もお越しになるお客様は

ファッションにとっても敏感で、おしゃれが大好きな女性が多いそうです。特に、心掛けておられるには「常に鮮度の高い商品をお客様一人ひとりのニーズに合わせて提案すること」だそうです。そのため、商品だけでなく商品を扱うスタッフの接客の質の高さがアピールポイントと考えておられ、スタッフ全員のモチベーションを維持していく事を大切にされています。

今後は、現在提供中のメルマガのコンテンツの充実や新規に立ち上げるweb販売で、もっと多くのお客様へアプローチを展開していき、お客様とのコミュニケーションをよりいっそう高めていく方針と伺っています。

皆様も、キューズモール、ルクアに行かれた折には、今回ご紹介したお店ものぞいてみてはいかがでしょうか



「アンティック・ラグ」 in ルクア



営業部長の石山さん(左)と担当の小長野(右)

監査担当者からのメッセージ

店舗にお伺いすると、いつも店員さんが素敵な笑顔で元気よく挨拶して下さるので、とても気持ち良くなり僕自身も元気をもらっています。また、お客様と店員さんのやりとりを見ていると、お客様はとても楽しんで商品を選ばれており、店員さんも自分自身が購入するかのように本当に真剣に見立てをされている様子をよく目にします。これが再来店のお客様が多い理由だと感じます。

僕も元気をわけてもらうだけではなく、こちらからもたくさんの元気を分けられるようにしていきたいと思います。

担当: 小長野より

「天災時の労務管理」

東日本大震災でも明らかとなったように、大きな天災があった場合、工場が稼働できない、従業員が通勤できなくなるなど業務への支障は少なくありません。このような場合従業員への休業手当が問題となります。

それでは従業員へ休業手当を払わなければならないのはどのようなケースなのでしょうか？下記の問題を考えてみてください。

- 【Q1】天災により会社の設備、施設が使用不能なため従業員を休業させた。
【Q2】天災により交通機関が乱れたため、従業員が帰宅難民にならないように早退させた。

休業手当の支払いを免れる判断ポイントは以下の2つです。

- 【ポイント 1】事業以外の原因による事故で発生したものであること。
【ポイント 2】経営者が最大の注意をしてもなお避けることができない事故であること。

すなわち災害が直接の理由による休業であれば休業手当は不要となります。

ただし、経営者が天災の影響を判断した結果、会社を休みにするといった場合は間接的な理由であれば使用者の責任として休業手当が必要となるケースもあります。

(問題の答え)

- 【A1】休業手当は不要
【A2】会社の判断により(強制的に)早退させた場合には休業手当が必要。



上田税理士事務所のお仕事仲間

今回のお仕事仲間は、上田税理士事務所と同じフロアでお仕事をしている(有)オフィスウエダの上田実千代さんです。ご協力ありがとうございました。

『(有)オフィスウエダ、中小企業診断士の上田実千代です。今日は皆さんに「中小企業診断士」とはなんぞや、をご紹介したいと思います。よろしくお願ひします。』

中小企業診断士とは、中小企業支援法の規定に基づいた経営・業務コンサルティングの専門家としての国家資格です。税理士さんや弁護士さんのように法律で規定された独占業務がありませんので、ひと言「診断士」と行っても何の仕事してくれる専門家なのかがわかりにくいのが現状です。一方、業務の幅は広くて、事業継承や新事業展開などの戦略的なステージを支援する診断士から、社内制度の構築や人材育成など現場の課題解決を支援する診断士もいます。つまり、その個人の専門分野の数だけ診断士の業務があるという事です。法律に守られた独占業務がない分、業務に対する自由度が高いというのが特徴とも言えます。

もし、自社の課題を整理したい、取り組みの優先順位を明確にしたいといったご要望がありましたら、ぜひお近くの商工会議所や都道府県の中小企業センターにお問い合わせください。「専門家派遣」の制度を活用した無料コンサルを受けることができます。

(有)オフィスウエダ 上田実千代

ほっとひと息

『継続は…』 担当:吉田

皆さま はじめまして。今回のほっと一息は自己紹介を兼ねて吉田が担当させていただきます。

今年から上田税理士事務所で勤務していますが、いきなり会計事務所の繁忙期を過ごしたせいか、あっという間に半年近くが過ぎようとしています。

前職は某通信会社でシステムエンジニア、後に経理の仕事を少しやっていました。システムを離れて2年程経つのですが何分動きの速い業界のことなので、もう完全にトレンドについていけない状態です。(2年前にはクラウドなんて言葉ほとんど聞かなかったですよ…)

IT業界に限らず、日々の業務に追われているうちに、ふと気づいてみるといろいろなものが変わっていることがありませんか。街並みであったり、人間関係であったり…10年もたてば変わっていないものの方が少ないのかもしれない。会社も同じだと思います。現在のようないびつな環境の中、10年、15年と事業を続けられている社長さんには、それだけで本当に頭の下がる思いです。我々が少しでもその力になればと思います。

と、少々かきこまった文章になってしまいましたが、巡回監査等でお目にかかることもあるかと思います。今後よろしくお付き合いのほどお願いします！



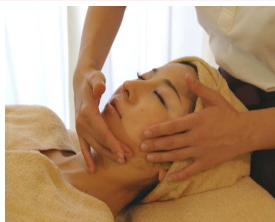
吉田(左)と5月号に登場した有留(右)

南船場から -事務所のある南船場からおススメのお店をご紹介します-

編集担当:松丸直也

私たちのお客様である株式会社SST様の「フェイシャルエステサロンCiel」が南船場にオープンしました。マネージャーの「一圓様」にもご協力頂き、ご紹介させていただきます。

スタッフの有留も通ってます!!^^コメントを頂きました。「毎回、美容はもちろんの事、一圓さんやスタッフの方々とのお話・店内を流れる音楽にも心が癒されます 本当に親身になってアドバイスを頂いています。今年は女子力upをするために一緒に目標まで立ててくれました!!笑 皆さんも是非足を運んでみて下さい。必ず新しい自分に出会えますよ~。」



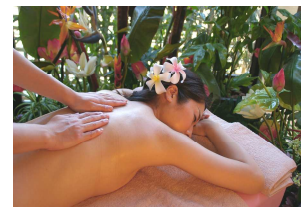
「当店は、4beauty(基礎美容・健康美容・おしゃれ美容・心美容)を基本とし、フェイシャルをメインにお手入れを提供しています。

肌表面だけではなく、女性の内面まで良い方向へ変えていけるサロンでありたいと思います、日々努力しています!

「皮脳同根」という言葉があり、肌と思考は連動します。その人の物事の考え方は必ずお肌に現れます。

例えばニキビ。ニキビはきちんとしたお手入れで治ります。ただ、ニキビを作るような生活が、その人にはあります。その生活根本(食事・生活リズム・心の持ち方等)を変えていかないと、いつまでたってもニキビを根本改善することは出来ません。皮膚科の薬で一時ニキビをおさえることが出来ても、その人の根本を変えてあげないと、またニキビは出てきます。お肌に悩みのある人も無い人も、是非当サロンで、お手入れを通じ、健康的なお肌はもちろんのこと、イキイキとした楽しい前向きな考え方を手に入れませんか? お肌がきれいになると、女性はとても明るく元気になります! 女性はお肌でテンションが変わります

又、スタッフ一人一人が夢・目標をもち、仕事を通じて自己成長しています。まずは大阪の女性を元気に明るくイキイキと輝かせること、それがシエルのテーマです!」



最後に

編集担当:有留奈美

皆様、今回の事務所通信ProFitterはいかがでしたか
これから雨の日も増えて、湿気もかなり多くなってきます。雨の日が続くとんだか気分も落ちてしまいがちです。でもふと目をやった時、紫陽花(あじさい)や葉っぱの上を歩いているかたつむりを見かけると、雨の中でも一生懸命今を生きているんだなあ…と実感できてんだかほっこりしますね。

ずぶ濡れにならない程度に、外を歩いてみてはいかがでしょう。^^

UEDA 上田税理士事務所

〒542-0081
大阪市中央区南船場4-11-20
心齋橋アルテビル4階

電話 06(6253)5885
FAX 06(6253)7557
E-mail info@zh-beruf.com

是非、ホームページもご覧ください。http://www.zh-beruf.com

拝読いただきありがとうございました